「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」における認証基準の改定について

■　認証基準の改定

- 国の第三者認証制度の基準案の見直し（R4.12.13 事務連絡）を踏まえ，本県のコロナ対策認証制度の認証基準について，令和５年 1 月 20 日より一部改定を行います。
- 改定後の認証基準は，以下のとおり，現行の認証基準２２項目から３項目を削除し，１９項目（うち緩和５項目）となります。
- 今回の改定は，基準の緩和に向けたもので，認証店の皆様にこれまで以上の取組を求めるものではありません。改定後の認証基準を御確認の上，引き続き，感染予防策の徹底をよろしくお願いいたします。

＜主な見直し点＞

① 削除項目：３項目　【現行基準　９，12，21】
- 料理の大皿盛り不可
- 食器類の個別提供やカバー等の設置
- チェックシートの作成

② 緩和項目：５項目　【現行基準　３，６，７，８，10】
- 順番待ちの列における来店者同士の間隔
- 座席の間隔の確保を求める場合の例外
- ビュッフェスタイルでのカバー設置等による食品の保護　　他

基準（現行）	基準（改定後）
３　順番待ち等により列が発生するなど密な状況が発生する場合は，対人距離が１ｍ以上保たれるように周知するとともに，従業員が誘導する。	３　順番待ち等により列が発生するなど密な状況が発生する場合は，触れ合わない程度の間隔が保たれるように周知するとともに，従業員が誘導する。
６　テーブル席においては，以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。ただし，少人数の家族，介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面又は隣席での着座を希望する場合は除く。 ・　（略） ・　隣席及び対面席との間に，パーティション等による仕切りを設ける。	６　テーブル席においては，以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。ただし，少人数の家族や日常的に接している（※）少人数の知人等の同一グループ，介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。 ・　（略） ・　隣席及び対面席との間に，パーティション等による仕切りを設けることができるようにする。

基準（現行）	基準（改定後）
７　カウンター席は，以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。ただし，少人数の家族，介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が隣席での着座を希望する場合は除く。 ・　（略） ・　隣席との間にパーティション等による仕切りを設ける。	７　カウンター席は，以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。ただし，少人数の家族や日常的に接している（※）少人数の知人等の同一グループ，介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。 ・　（略） ・　隣席との間にパーティション等による仕切りを設けることができるようにする。
８　カウンターサービスでは，以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。 ・　真正面での会話を避け，従業員とカウンター利用者との対人距離を１m以上保つよう努める。 ・　パーティション等による仕切りを設ける。	８　カウンターサービスでは，以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。 ・　従業員とカウンター利用者との対人距離を１m以上保つよう努める。 ・　パーティション等による仕切りを設けることができるようにする。
９　料理は大皿盛りを避け，個々に提供するか，従業員が取り分ける。	（削除）
１０　ビュッフェスタイル，サラダバー，ドリンクバー等の形態で料理を提供する場合は，以下の措置を全て講じる。 ・　利用者に，料理を取る時マスクの着用及び手指消毒等を要請する。 ・　飛沫がかかる状況の場合は，取り分け分ごとにカバーを設置するなど，食品・ドリンクを保護する。	９　ビュッフェスタイル，サラダバー，ドリンクバー等の形態で料理を提供する場合は，利用者に，料理を取る時のマスクの着用及び手指消毒等を要請する。
１２　箸やレンゲ，スプーン，取り皿などの食器はテーブル上にまとめて据え置かずに，料理提供時等に個別に提供する。これにより難い場合は，カバーや覆いをかぶせるなど，飛沫が直接かからないよう保護して据え置く。	（削除）
２１　手指消毒，食事中以外のマスク着用，座席の間隔の確保，適切な換気などの実施に係るチェックシートを作成し，毎日の実施を記録するとともに店頭に掲示するなどして公表する。	（削除）

※「日常的に接している」とは，同じ空間で長時間一緒に過ごしている学校の友人や職場の同僚などを指します。